

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号					
不利益処分の種類	指定完成検査機関の指定の取消又は停止命令	根拠条項	第58条の30					
処分基準	法第58条の30各号の一に該当するとき							
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課		目次NO	40～